

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人順正学園
② 設置大学名称	九州医療科学大学
③ 担当部署	庶務部 庶務課
④ 問合せ先	0982-23-5555
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 25 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.phoenix.ac.jp/outline/governance_code
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

全体的な記載内容を点検し、表現を変更

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「建学の理念」や「教育目的」は、オリエンテーションやガイダンスなどを通じて学生や教職員に対し周知することは勿論、ホームページやパンフレットなどを通じて、広く社会にも公表することで、多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	建学の理念や大学の使命・目的及び教育目的に基づき３つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を定め、広く学内外に周知することで明確に示している。また、学科の中期目標・中期計画の策定に際しても関連性を持たせ作成し、年度毎に検証する体制を構築し、時代の変化と社会の要請に応じることができるよう、自己点検・自己評価を行うことで、３つのポリシーの実質化に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学園総長を議長とする「大学協議会」を置くことを学則に定め、大学の運営に係る重要な事項を審議している。また、学長が効果的なリーダーシップを発揮出来るよう、諮問機関となる教育開発・研究推進中核センターを組織し、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割の明確化に努めている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	学長の諮問機関である教育開発・研究推進中核センターは、教育開発部門、研究推進部門、社会貢献部門の３つの部門を中心に、本学に必要な教育研究・社会貢献活動等を実施している。中核センターの各部門、及び各種委員会では学部学科の教員に加え、関係事務部署から選任された事務職員も委員として配置しており、教職員が相互の知見を活用し、連携した事業の推進、管理運営を行うことで、教職協働体制を確保・確立している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推	教育開発・研究推進中核センターの教育開発部門が中心となり、教育内容・方法などの改善を踏まえた年次計画の策定や効果的な教育活動の実践を目的として、

進	FD (Faculty Development) 活動を行っている。また SD (Staff Development) 活動についても、中核センターの各部門が中心となり、本学での職務遂行に必要な知識を獲得し、職務に対する資質向上が図られるよう取り組みを推進している。
---	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育開発・研究推進中核センターが中心となり、「建学の理念」や「教育目標」に基づき、大学全体で取り組む共通目標として、大学全体の中期目標・中期計画を策定している。大学全体の目標・計画を基に、各学科の現状を踏まえた具体性のある中期目標・中期計画を策定している。なお、策定された中期目標・中期計画は、教育開発・研究推進中核センターの協議を経て、大学協議会、理事会での審議・承認を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	5年間を1期として中期目標・中期計画を策定し、目標・計画の進捗状況や到達状況を踏まえ、最終年度には次期の中期計画を策定している。計画実現のための進捗管理としては、毎年実施する自己点検・自己評価において、進捗状況の確認を行い、計画実現に向けた次年度計画について教職員の共通理解を図る取り組みを行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」とした建学の理念のもと、社会の要請に応えることが出来る有為な人材の育成に努めている。医療・福祉を標榜する大学として、専門職種の人材養成をはじめとし、社会の要請に応えることが出来るよう、通信教育での人材育成や、公開講座など社会人（地域住民）を対象とした多様なニーズに対応した取り組みを行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	延岡市との公私協力方式により開学した大学として、多岐に渡る社会貢献・地域連携に積極的に取り組んでいる。教育開発・研究推進と並んで社会貢献を活動の柱に掲げた中核センターの社会貢献部門会議においては、大学全体で社会貢献・地域連携の推進に係る協議

	に努めている。また学内にボランティアセンターを設置しており、専任スタッフを配置することで、学生を中心としたボランティア活動にも積極的に取り組んでいる。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	様々な背景を持つ学生の受け入れのために、従来の支援部局を統括するアカデミック・アドバイジング推進機構を創設し、必要な支援の検討・実施に努めている。多様な背景や特性を有する学生が安心して学び続けられるよう支援体制の充実に努め、不本意な退学等の防止を図っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事定数 6 名のうち 1 名、評議員定数 7 名のうち 3 名、監事 2 名のうち 1 名が女性であり、役員や評議員への女性登用に配慮している。なお、評議員の選任については、寄附行為第 33 条第 4 項により、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することを規定している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 7 条により理事選任機関を評議員会と定め、第 8 条各号に掲げる者を理事として選任している。理事の資格及び構成については第 9 条の要件を満たしている。また、理事長については理事会運営規則において明確にしている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務は寄附行為及び理事会運営規則により、評議員会の役割及び評議員の責務は寄附行為及び評議員会運営規則により明確にしている。また、評議員会は理事選任機関として理事の選任・解任を行い、寄附行為第 39 条により、監事に対して理事の不正行為等の差止め請求を行うことができる。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会に際して、本学を取り巻く環境や学園の財務状況、設置校の教学等について詳しく説明して十分な情報提供を行い、課題を共有するとともに意見交換する機会を設けている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は寄附行為第 23 条により、会計監査人は第 51 条により評議員会の決議によって選任している。監事は寄附行為第 23 条第 2 項により、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者で、第 24 条に定める資格要件を満たす者を選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程に則り監査計画を策定し、計画にもとづいて監査を行っている。また、会計監査人及び内部監査部門と情報交換、情報共有に努め、連携して監査業務を行っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会、評議員会に際して、本学を取り巻く環境や学園の財務状況、設置校の教学等について詳しく説明して十分な情報提供を行い、課題を共有するとともに意見交換する機会を設けている。また、監事は自ら設置校を訪問して幹部教職員と情報交換するほか、学内の重要会議に出席して情報収集している。その他、文部科学省が主催する学校法人監事研修会など、学外の研修の情報提供を行い、参加している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、寄附行為第 33 条各号により評議員会において選任し、同上第 4 項により評議員の選任は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮している。また、評議員の資格について、第 34 条の要件を満たす者を選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、諮問事項及び決議事項、評議員の責務について寄附行為及び評議員会運営規則により明確にしている。また、評議員会は理事選任機関として理事の選任・解任を行い、寄附行為第 39 条により、監事に対して理事の不正行為等の差止め請求を行うことができる。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会に際して、本学を取り巻く環境や学園の財務状況、設置校の教学等について詳しく説明して十分な情報提供を行い、課題を共有するとともに意見交換する機会を設けている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害等のあらゆる事象に伴う危機を未然に防止するとともに、発生時に迅速かつ的確に対処するため、学園として「リスク管理基本規程」を定め、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築している。これをもとに、本学独自の危機管理マニュアルを定め、各事象に沿った対応・検討を推進している。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス推進規程を定め、法令、寄附行為、その他学園の諸規程を遵守する組織風土づくりに取り組んでいる。また、コンプライアンス推進規程及び公益通報等に関する規定に則り、通報窓口を法人部門及び設置校に常設し、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教育研究活動等については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される情報について取り組みの検証を行い、積極的な公表に努めている。また経営に係る情報についても、寄附行為第 70 条及び第 76 条により公開する対象者、方法、項目等を明らかにして情報を公表している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの理解促進の方法として、本学の様々な情報をホームページや SNS を通じて、学内外に広く公表している。併せて、学生便覧やパンフレットなど紙媒体での配布物においても、目的別に対象者に郵送するなど対応している。近年では IR 情報なども活用することで、ステークホルダーから意見聴取し、分析・検討することで、更に効果的な理解促進が実施出来るよう工夫している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明